

熊本都市計画地区計画の決定（合志市決定）

熊本都市計画の中野地区地区計画を次のように決定する。

名 称		中野地区地区計画
位 置		合志市野々島字中野の一部
面 積		約 0.6 ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は市の北西部に位置し、既存集落である中央地区を一部含んでおり、西合志中学校、御代志市民センター、西合志図書館などの公共施設がある地域である。住宅地としての利用が進んでいる地域であり、地域における居住ニーズの高まりや地域の活性化の必要性に適切に対応した、良好な住環境の創出を目標とする。
	土地利用の方針	周囲の既存の住宅地との調和を図り、一戸建低層住宅を主とした住宅地の形成を図る。また、公園や下水道など都市基盤の整備された良好な住宅地の計画的な誘導を図る。
	地区施設の整備方針	市道中央校線と接続した幅員 6m の街区道路を整備する。また、東側に公園を 1 箇所設置し、地下に雨水貯留施設を整備する。
	建築物等の整備方針	土地利用の方針に基づき、建築の用途、建ぺい率・容積率の最高限度、高さの最高限度、垣又はさくの構造等について定め、良好な環境が形成されるよう誘導する。

地区整備計画	配置区及び施設規模	道路	街区道路（幅員 6.0m） 延長 約 165m
		公園・緑地	公園 面積 約 460 m ²
		雨水貯留浸透施設	1 箇所
	建築物等に関する事項	地区の名称	低層住居地区
		地区の面積	約 0.6ha
		建築物等の用途の制限	第一種低層住居専用地域に立地可能な建築物（建築基準法別表第 2（い）項に掲げるもの）。ただし、共同住宅（長屋建て住宅を含む。）については、市の施策等により必要と判断した場合のみ許容するものとし、その構造及び規模等は、原則として単身世帯向けのものではないこと。
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8/10 以下
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4/10 以下 （建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号の基準に適合する場合は 5/10）
		建築物の敷地面積の最低限度	200 m ² 以上
		建築物等の形態又は意匠の制限	周辺地域の環境に調和したもの
		建築物等の高さの最高限度	10m 以下
		建築物の壁面の位置の制限	道路境界及び敷地境界から 1m 以上後退 （制限の緩和：建築基準法施行令第 135 条の 22 第 2 号のみ適用）
		垣又はさくの構造の制限	道路側は、できるだけ生垣又は透視可能な柵等とし、周辺環境に調和したもの
	備考		可能な限り、雨水を地下浸透させる施設（浸透ます等）を適切な方法で設置する